

令和 7 年 4 月 1 日

入院基本料に関する事項について

当院の一般病棟では、1 日に 90 名以上の看護職員（看護師、助産師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数
8 : 30～17 : 15	4 人以内
16 : 30～翌 1 : 15	10 人以内
翌 0 : 30～9 : 15	10 人以内

※患者さんの重症度によってはこの限りではございませんのでご了承ください。

・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策に関する診療計画について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協働して、患者さんに関する診療計画を策定致します。入院診療計画書は 7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全管理体制、褥瘡管理体制の基準を満たしております。

・入院時の食事について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

（入院時食事療養Ⅰ）

・DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC 対象病院」となっております。

・明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者でも医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

・入院費の請求について

入院中の請求は月 1 回です。毎月 1 日から月末までの分を翌月 10 日前後に請求致します。

※入院期間中は原則、他の病院や診療所などの医療機関は受診することができませんので、受診を希望される場合は、必ず事前に主治医もしくは病棟の看護師にご相談ください。

独立行政法人国立病院機構
西 埼 玉 中 央 病 院